

通信 S O R A

住宅工房SORAとお客様を結ぶコミュニケーション情報誌

2007 9 月号

この通信は、これまでご縁のあった方々にお届けしています。
中止のお申し出がない限りこちらの一存でお送りしますが、一年以上音信のない方には、その後ご連絡があるまで休止させていただきます。

社長のひとりごと

今年の夏は猛暑でした。しかし、思い返してみると、ついひと月前は「今年の夏は冷夏かも・・・」などと言われていました。そのときは、もう少し暑くなしてほしいと思っていましたが、ここまで暑くなると、もういいかとも思います。

私も家内も冷房が好きではないので、リビングにはエアコンがありません。一階母の部屋と二階の寝室には建替え前に使っていたエアコンを取り付けました。例年の夏は、通算して1～2回程度エアコンを使用しますが、今年の夏は頻繁に使っています。

リビング部分は平屋で、ガルバリウム鋼板の屋根になっています。二階の屋根とこの平屋部分の屋根には、高性能の断熱材を使用して断熱性能を高めていますので、かなり暑い日でも、屋根からの室内への影響は感じられませんでした。また、冬の集熱効率を優先して小屋裏に棟ダクトを設置していますが、その影響もほとんどありませんでした。

しかし、例年この時期は南東の風が吹き、エアコン無しでも比較的過ごし易いのですが、今年は南西の風が多く、しかも熱風になっているように思いました。扇風機を掛けても熱風で、朝晩の打ち水などしましたが、それほど効果は無く、エアコンの部屋で過ごすことが多くありました。夜はOMソーラーの涼風採り入れが、効果的にできた夏だったように思います。逆に「この太陽熱もったいない」と思い、お湯採り以外の夏の太陽熱利用は無いものかとも思いました。以前、太陽光発電パネルと、集熱ガラスが一体になっていればいいと思っていましたが、最近そちらの開発も進んできているようです。

OMソーラーが世に出て20年になりますが、むしろこれから、OMソーラーや「おもしろい、もったいない」の精神が必要とされているように思います。

代表取締役 田中 昭弘

珪藻土かべぬり体験会のお知らせ！！

～ in 相馬

「一部分だけでも自分の手で塗り壁を仕上げてみたい」と言う方が増えています。この機会にぜひ体験して下さい。

自分の家を自分の手で。リフォームでもOK。

9月16日(日) 13:30～15:30 限定4組

場所：JR相馬駅となり 相馬駅振興ビル1Fホール
(相馬市中村字塚ノ町65-16)
費用は1組3,000円です。

珪藻土でお部屋のイメージチェンジをしてみませんか！

ひとくちに珪藻土と言っても、いろいろなメーカーで製品化しています。その中でもサメジマの珪藻土は、天然素材100%で、安心してご使用頂いており、お客様の絶大なご支持を頂いております。自分でかべぬりするのはちょっと自信が無いという方には、5㎡以上の施工で、㎡当たり5,000円～で承っております。無料でお見積いたしますので、お気軽にお問合せ、お申込み下さい。8月26日～11月25日までをキャンペーン期間とし、期間中にご契約された方に**もれなく**、契約金額の15%相当のギャラリーSORA商品券をプレゼント致します。

塗り壁

新築やリフォームで室内の仕上げ材を決めるとき、まずは色を考えます。リビング、キッチン、寝室は明るめにし、寝室は少しトーンを落とすと安眠を誘います。たくさん色を使わないこと、同系色でまとめることをお勧めします。アクセントに反対色の家具やインテリア、グリーンの鉢物等を飾れば、ステキに映えることまちがいなし！

素材も同じで、和室・洋室・水廻りくらいで考えて、塗り壁・クロス・腰板を貼る等好きずきですが、3種類程度でまとめると、落ち着いた飽きのこない家に仕上がります。



出来上がりしましたら、棚に置く本類、キッチンの家電類も色もしくは高さをそろえますと、雑誌の一ページに登場するイメージ通りの部屋になることでしょう。

当社では、ただ今珪藻土かべぬりのキャンペーンを行なっております。塗り壁といっても、京壁、漆喰などいくつか種類があります。珪藻土は、消臭、調湿効果が高く、保温・断熱による省エネ効果もあります。リビングをなんとか...などとお考えの方は、ぜひご相談ください。

耐震補強 1

近年、活断層による地震被害が多発しています。建築基準法もそのたびに改正され、木造軸組住宅の耐震性も数段向上してきました。しかし、旧基準で建築され、補強工事も行っていない住宅が相当数あり、行政でも耐震改修を促進させるよう取り組んでいるところです。当社でもリフォームなどの際、耐震改修を提案しておりますが、その現状が十分に浸透していないような気がします。

そこで、今回から三回にわたり、耐震補強の現状を、「法改正の経緯」「倒壊のメカニズム」「補強工法と費用について」レポートしてみたいと思います。

「法改正の経緯」

阪神淡路大震災・新潟県中越地震で倒壊した木造住宅の多くは、壁の耐力不足や配置バランスの不備による偏心(ねじれ現象)や、土台・柱・梁(構造材)の接合部の不備で起こる「柱抜け」が、主な倒壊の原因とされました。

一般的に昭和56年の建築基準法改正(新耐震基準)以降に建設された木造住宅は、震度5強に耐えられる構造で耐震性が高いとされていましたが、阪神淡路大震災や新潟県中越地震のような震度6を超える大地震では、その多くの木造住宅が大きな被害を受けてしまいました。

地震被害の原因解明から建築基準が見直され(平成12年6月改正)、現在建設されている木造住宅は、震度7の地震に耐えられる構造耐力を有しています。

耐震基準が不適格で耐震補強が必要とされる、平成12年6月以前に建設された木造住宅は、全国に約2600万戸あると言われ、その補強対策がいそがれています。

平成16年7月に国土交通省監修の「木造住宅の耐震診断と補強方法」が新しく改訂され、現行の建築基準に対応した適性な耐震評価と、無駄のない適正な補強計画が作成出来る様になりました。

従来行われていた耐震診断は昭和54年に発表されたもので、その後何度か改訂はされましたが、2階建て住宅の耐震評価は1階部分の壁量についてのみ行い、耐震で重要とされる構造材の接合部や床剛性については評価されていませんでした。また、悪い部分が1箇所でもあると建物全体の評価が下がり、総合評価を上げる意味での補強は無駄が多く、その分費用もかかるため、耐震改修が思うように進まない問題となっていました。

～ 次回に続く～